引上げ分に係る地方消費税収の使途

平成26年4月1日から地方消費税率は1.0%(消費税率4.0%の100分の25)から1.7%(消費税率6.3%の63分の17)に、また、令和元年10月1日からは、標準税率が2.2%(消費税率7.8%の78分の22)に引き上げられました。

引上げ分の地方消費税収は、年金、医療及び介護並びに少子化対策の「社会保障4経費」と障害者福祉、児童福祉、母子福祉及び高齢者福祉など、生計の困難な方や心身に障害のある方に対して必要な援助を行い、生存権を確保し生活の内容を豊かにする「社会福祉」、年金、国民健康保険及び介護保険など、保険的方法によって社会保障を行う「社会保険」並びに疾病の予防対策、健康増進対策及び医療に係る施策など、健康を保つための施策「保健衛生」の社会保障施策に要する経費に充てることとしています。

(単位:千円)

事業名		予算額	財 源 内 訳			
			特 定 財 源		一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	一双则你
	社会福祉事業	700,053	376,967		241	322,845
	重度障害者医療費助成事業	41,946	13,024		7,884	21,038
	小規模作業所事業	13,326			21	13,305
	隣保館事業	8,450	4,017		1	4,432
	児童福祉事業	30,847	7,312		14	23,521
	乳幼児医療費助成事業	21,089	1,841		1,239	18,009
	児童措置事業	68,508	57,504			11,004
	母子福祉事業	77	2			75
	母子家庭医療費助成事業	4,872	1,684		1,664	1,524
	児童福祉施設事業	326,828	8,609		130,775	187,444
	就学援助事業	9,237	86			9,151
	高齢者福祉事業	117,456	634		10,190	106,632
	高齢者福祉施設事業	171,114	24,350		181	146,583
	小 計	1,513,803	496,030		152,210	865,563
社会保険	国民年金事業	12,163	2,927			9,236
	国民健康保険事業	155,285	60,069		1,060	94,156
	介護保険事業	240,424	20,952			219,472
	後期高齢者医療保険事業	266,712	45,445		156	221,111
	小 計	674,584	129,393		1,216	543,975
保健衛生	疾病予防対策事業	87,079	47,770		1	39,308
	母子健康指導事業	20,219	2,878			17,341
	保健センター事業	103,731			47,743	55,988
	健康づくり推進事業	1,662				1,662
	健康増進事業	31,014	1,033		403	29,578
	地域医療対策事業	203,899			70,900	132,999
	小 計	447,604	51,681		119,047	276,876
合 計		2,635,991	677,104		272,473	1,686,414
						うち引上げ分の
						地方消費税
						100,000